会社名株式会社中村超硬代表者名代表取締役社長 井 上 誠 (コード番号:6166 東証マザーズ)問合せ先取締役社長室長藤井秀亮(TEL. 072-274-1072)

第6回乃至第8回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行ならびに新株予約権の第三者割当契約 (コミット・イシュー・プログラム)及び無担保融資ファシリティー契約の締結に関するお知らせ

当社は、2018年12月27日付の取締役会決議において、EVO FUND(以下「割当予定先」といいます。)を割当予定先とする第6回乃至第8回新株予約権(以下それぞれを「第6回新株予約権」、「第7回新株予約権」及び「第8回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件とした新株予約権の第三者割当契約(コミット・イシュー・プログラム(※)。以下「本買取契約」といいます。)を割当予定先との間で締結すること、ならびに EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社(東京都千代田区、代表取締役:ショーン・ローソン、以下「EJAM」といいます。)との間で無担保融資ファシリティー契約(以下「本借入契約」といい、本借入契約に基づく借入を「本借入」、本借入と本新株予約権による資金調達を総称して「本資金調達」といいます。)を本買取契約と同時に締結することを決議しましたので、その概要につき以下の通りお知らせいたします。

本資金調達は、当社の事業運営の継続性と安定性を補うための当面の間の運転資金および財務状況の改善の ための有利子負債の削減などに充当することを目的として今後3年間の資金調達をあらかじめプログラムとし て設計しているものです。

### I 第三者割当による新株予約権の発行

## 1. 募集の概要

<新株予約権発行の概要>

(1)	割 当 日	2019年1月15日
		5,000,000 個
(2)	新株予約権の総数	第6回新株予約権:3,000,000個
(2)	利 化 了 和 雅 切 秘 剱	第7回新株予約権:1,000,000個
		第8回新株予約権:1,000,000個
		総額 10, 560, 000 円
(3)	発 行 価 額	第6回新株予約権1個当たり2.20円
(3)	光 11 順 領	第7回新株予約権1個当たり2.02円
		第8回新株予約権1個当たり1.94円
(4)	当該発行による	   5,000,000 株(新株予約権1個につき1株)
(4)	潜在株式数	3,000,000 (水 (利(水 ) 水が催 1 回(こ ) ご 1 (水)
(5)	資金調達の額	3, 449, 885, 000 円(注)
		当初行使価額 694 円
		本新株予約権の行使価額は、2019年1月16日に初回の修正がされ、以後5
	行 使 価 額 及 び	価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日と
(6)	行使価額の修正条件	は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が
	17 区価報 7 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	行われる日(以下「取引日」という。)であって、以下に定める市場混乱事由
		が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使
		価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して5価格

算定日目の日の翌取引日(以下「修正日」という。)に、修正日に先立つ5連 続価格算定日(以下「価格算定期間」という。)の各価格算定日においてそれ ぞれ取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP) の単純平均値に対して90%を掛けた金額の1円未満の端数を切り上げた額 (以下「基準行使価額」という。)(但し、第6回新株予約権については、当 該金額が下記3.(1)②記載の下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とす る。)に修正される。 また、いずれかの価格算定期間内に本新株予約権の発行要項第 11 項の規定 に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各 価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重 平均価格は当該事由を勘案して調整される。 当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混 乱事由と定義する。 (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場 (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取 引所において取引約定が全くない場合) (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限 (ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通 取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらないものと 募集又は割当方法 (7)第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を割当予定先に割り当てる。 (割当予定先) 当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書によ る届出の効力発生後に、下記3.(1)①に記載する行使コミット条項、割当予 定先が本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の 承認を要すること、下記3. (1)②に記載するフロア価額より低い価額での (8) そ  $\mathcal{O}$ 行使を行わないこと等を規定する本買取契約を締結する。 また、第7回新株予約権の行使については2020年1月16日以降、第8回新 株予約権の行使については2021年1月18日以降に行使が可能となる(但し、 当社の指示(以下「行使前倒し指示」という。)により前倒しての行使が可 能) 旨を本買取契約にて規定する。

(注)調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (当初行使価額にて算定)を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金 額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。 また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した 場合には、調達資金の額は変動します。

### ※本新株予約権の特徴

## <コミット・イシュー>

当社が各回の本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数(第6回新株予約権:3,000,000 株、第7回新株予約権:1,000,000 株、第8回新株予約権:1,000,000 株)をあらかじめ定め、当該本新株予約権の行使が割当予定先によりコミットされている設計です。第6回新株予約権については、発行後翌取引日より行使期間が開始し、行使期間中の価格算定日の売買高加重平均価格(VWAP)に基づき、本新株予約権の発行日の翌取引日以降、原則として182価格算定日以内に、割当予定先が必ず第6回新株予約権の全て(3,000,000 株)を行使します(全部コミット)。またそれに加えて、第6回新株予約権の発行日の翌取引日以降、原則として92価格算

定日以内に、1,200,000 株相当分以上の第6回新株予約権を行使することを約しております(<u>前半コミット</u>)。 前者の「全部コミット」と後者の「前半コミット」の組み合わせが、コミット・イシューの特徴です。

なお、「全部コミット期間」とは、原則として、第6回新株予約権については第6回新株予約権の払込期日の翌取引日から182価格算定日目までの期間、第7回新株予約権については第7回新株予約権の払込期日の1年後の応当日の翌取引日から62価格算定日目までの期間及び第8回新株予約権については第8回新株予約権の払込期日の2年後の応当日の翌取引日から62価格算定日目までの期間(いずれも当日を含みます。)を個別に又は総称していい、「前半コミット期間」とは、原則として、第6回新株予約権については第6回新株予約権の払込期日の翌取引日から92価格算定日目までの期間、第7回新株予約権については第7回新株予約権の払込期日の1年後の応当日の翌取引日から32価格算定日目までの期間及び第8回新株予約権については第8回新株予約権の払込期日の2年後の応当日の翌取引日から32価格算定日目までの期間(いずれも当日を含みます。)を個別に又は総称していいます。但し、後述の行使前倒し指示が行われた際には、第7回新株予約権及び第8回新株予約権に係る「全部コミット期間」ならびに「前半コミット期間」は上記の日程とは異なることとなります。

## <コミット・イシュー・プログラム>

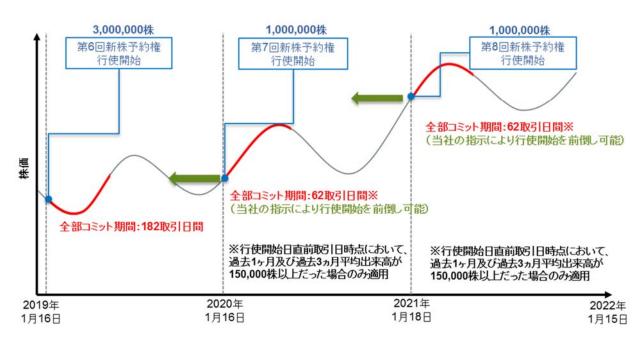
コミット・イシューを3回分組み合わせたものが、今般の資金調達(コミット・イシュー・プログラム)の特徴であり、第6回新株予約権と同様に、第7回新株予約権については2020年1月16日(但し、行使前倒し指示により全部コミット期間が前倒しされた場合には、当該前倒しされた全部コミット期間の初日)(当日を含みます。)、第8回新株予約権については2021年1月18日(但し、行使前倒し指示により全部コミット期間が前倒しされた場合には、当該前倒しされた全部コミット期間の初日)(当日を含みます。)から、当該各取引日の直前取引日の1日当たり1ヶ月平均出来高及び1日当たり3ヶ月平均出来高が共に150,000株を超えていることを条件として、原則として62価格算定日以内の全部コミット及び原則として32価格算定日以内の前半コミットをしております。第7回新株予約権及び第8回新株予約権については、それぞれに係る全部コミット期間が開始するまでは新株予約権の行使はできない設計となっており、これら3回の新株予約権の行使可能タイミングを分散することで、今後3年間に渡って蓋然性の高い資金調達を可能にしています。また、株価状況や資金需要状況によっては、第7回新株予約権及び第8回新株予約権を前倒しして行使することが合理的であると当社が判断した場合には、行使前倒し指示をすることができますが、当社が未公表のインサイダー情報を保有していないこと、ならびに第7回新株予約権に関する行使前倒し指示については第6回新株予約権が残存していないこと及び第8回新株予約権に関する行使前倒し指示については第7回新株予約権が残存していないことが、それぞれ行使前倒し指示を行うための条件となります。

				第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権							
発 行 数		数	3,000,000 個	1,000,000 個	1,000,000 個								
発	行	価	額	6,600,000 円	2,020,000 円	1,940,000 円							
の	総		額										
行	使	価	額	2,082,000,000 円	694, 000, 000 円	694, 000, 000 円							
$\mathcal{O}$	総		額										
行人	古相(	宁 邯	問	原則発行後	原則発行1年後	原則発行2年後							
111	行使想定期間		] [#]	約9ヶ月間	から約3ヶ月間	から約3ヶ月間							
⁄字	<b>公</b>	年 好		(古) (石) (石)		使 価 額		庙 屈 頻	使 価 額	岁百	5価額算定日間の	5価額算定日間の	5価額算定日間の
行 使 価 額 		領	VWAP 平均の 90%	VWAP 平均の 90%	VWAP 平均の 90%								
全部	部コ	ミッ	· 7	182 価格算定日以内にお ける本新株予約権の発行 数全ての行使を原則コ ミット	62 価格算定日以内における 本新株予約権の発行数全て の行使を原則コミット※	62 価格算定日以内における 本新株予約権の発行数全て の行使を原則コミット※							
前当	半コ	ミッ	·  -	92 価格算定日以内における本新株予約権の発行数	32 価格算定日以内における 本新株予約権の発行数の	32 価格算定日以内における 本新株予約権の発行数の							

	の 40%以上の行使を原則	40%以上の行使を原則コ	40%以上の行使を原則コ	
	コミット	ミット※	ミット※	
当 初 行 使	2019年1月16日	2020年1月16日	2021年1月18日	
開始予定日	2019 平 1 月 10 日	2020年1月10日	2021 午 1 月 10 日	
全部コミット	2019年10月15日	2020年4月15日	2021年4月15日	
完了予定日	2019 午 10 月 15 日	2020 平4月 15 日	2021 平4月 15 日	
取 得 条 項	なし	あり	あり	

- ※行使開始日の直前取引日を最終日とする1日当たり1ヶ月平均出来高及び3ヶ月平均出来高が150,000株を超えていることが条件
- (注1)本新株予約権の行使に際しての払込金額の総額は、対象となる新株予約権全てが当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。
- (注2)上記の予定日は現在想定される祝日を考慮して記載しており、今後の国民の祝日の設定により、前後する可能性があります。
- (注3)第7回新株予約権及び第8回新株予約権には取得条項が付されているため、将来的には、当 社の選択により、かかる本新株予約権を取得・消却する可能性があります。

#### <本新株予約権の行使タイミング>



※ 株価推移はあくまでイメージであり、株価予測ではありません。

### 2. 募集の目的及び理由

当社グループは、電子材料スライス周辺事業関連、特殊精密機器事業関連、化学繊維用紡糸ノズル事業関連の開発・製造・販売を主な事業として取り組んでおります。主力事業である電子材料スライス周辺事業では、太陽電池などに用いられる各種電子材料ウエハ(\*1)の製造工程の中で重要な工程といえる、インゴット(\*1)のスライス加工で使用するダイヤモンドワイヤ(細いピアノ線にダイヤモンドの粒を強く固定した糸状の工具)の開発・製造・販売を行っております。

(\*1) ウエハとは、電子材料の塊(インゴット) から目的に応じて薄くスライスされた板状の機能部品です。シリコン、サファイア、SiC(炭化ケイ素)、GaN(窒化ガリウム) など、様々な材質があります。

ダイヤモンドワイヤが主に使用されている太陽光シリコンウエハの市場は、今年に入り、単結晶シリコンウエハ(\*2)メーカーによるウエハの低価格化による市場攻勢を受け、多結晶シリコンウエハ(\*3)メーカーはウエハ価格を下げざるを得ず、多結晶シリコンウエハの価格は下落しました。その結果、多結晶シリコンウエハメーカーにおいて大幅な生産調整が行われることとなり、多結晶シリコンウエハ市場は停滞することとなりました。また、2018年5月31日に中国政府より発表された今年の太陽光発電に関する助成金打ち切りの影響等を受け、太陽光パネル市場やシリコンウエハ市場を含む太陽光市場全体が一時的に縮小するなど環境が急激に悪化しました。これにより、ダイヤモンドワイヤの市場価格についても、厳しい市場環境の影響を受け、顧客からの強い値下げ要求に加え、市場縮小に伴うダイヤモンドワイヤメーカーの在庫消化の動きによる市場価格の下落が起こり、年初に比べ約7割も下落することとなり、ダイヤモンドワイヤの市場全体が厳しい状況となっております。

- (\*2)単結晶シリコンウエハは、シリコンの結晶が規則的に配列されているウエハで、比較的加工が容易という特長があるものの、単価は多結晶シリコンウエハよりも相対的に高くなります。
- (\*3)多結晶シリコンウエハは、結晶が不規則に配列されているウエハで、比較的加工が難しいものの、 単価が相対的に安いことから、主にメガソーラー向けの太陽電池等で使用されています。

当社グループもかかる市場の状況の影響を受けた結果、2019 年3月期第2四半期決算は、売上高は計画を大きく下回り、利益面においても減収に伴う影響に加え、ダイヤモンドワイヤの市場価格が年初に比べ約7割下落したことに伴い当社の保有する製品在庫及び原材料等の評価減(1,984 百万円)を実施しました。また、ダイヤモンドワイヤの価格が大幅に下落したことを受け、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、当社の保有する固定資産について、帳簿価額と将来キャッシュ・フローによる回収可能価額を慎重に比較検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(5,011 百万円)として計上した影響により、営業損失(3,053 百万円)、経常損失(3,066 百万円)、親会社株主に帰属する四半期純損失(8,354 百万円)を計上することとなりました。さらにかかる親会社株主に帰属する四半期純損失の計上により、当社グループは、2019 年3月期第2四半期において 428 百万円の債務超過の状態となっております。

また、キャッシュ・フローの状況についても、上記の影響を受けた結果、当社の売掛金の額が減少しております。加えて、ダイヤモンドワイヤの主な販売先である中国顧客からのダイヤモンドワイヤの代金支払方法が今年に入り長期手形に変更となったことを受け、売掛金の回収までに数か月を要すこととなりました。一方、原材料の仕入については、支払いサイトの短い国内企業との取引が多いため、売掛金の回収よりも支払いが先行する状況であります。後記のような当社の販売戦略の実施により、足下の当社のダイヤモンドワイヤの販売状況は回復傾向を示し始めたことから、売掛金の回収額に先行して仕入先への支払額は増加していくものと当社は見ております。そのため、かかる仕入れにおける先払い金額の拡大に加え、今後想定される固定費の支払いも勘案すると、当社のキャッシュ・フローの状況は非常に厳しいものとなることが予想されます。

当社グループは、上記の状況に対応するため、これまで金融機関からの借入やファイナンス・リースなどを行ってきましたが、その結果、当社グループの借入金が2018年3月期末から約1,200百万円増加し、2018年9月末の時点において、当社グループは8,102百万円の有利子負債を抱える状態となっております。

これらの状況により、当社グループにおいては、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、2018年11月14日時点において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる状態となっております。

当社は、このような状況を改善するためには、当社の主力事業であるダイヤモンドワイヤ事業を早期 に立て直しすることが急務であると考え、以下の販売戦略を実行しております。

- ①単結晶シリコンウエハ市場での顧客開拓
- ②『極』細線ダイヤモンドワイヤの販売推進
- ③原価低減のさらなる強化

多結晶シリコンウエハ市場とは異なり、単結晶シリコンウエハ市場がここ数年で急拡大してきたことを受け、「①単結晶シリコンウエハ市場での顧客開拓」として当社は単結晶シリコンウエハメーカーとの取引開始を推進しており、2018 年9月より大手単結晶ウエハメーカーとの新規取引を開始することができました。当該大手単結晶ウエハメーカーとの取引は順調に拡大しており、今後については取引量のさらなる拡大を当社として期待する状況であります。

「②『極』細線ダイヤモンドワイヤの販売推進」については、ダイヤモンドワイヤを細線化することにより、ウエハメーカーにおいて1本のシリコンインゴットからとれるウエハの枚数が増加するためウエハメーカーにおけるダイヤモンドワイヤの細線化に対する期待が大きいことに加え、中国ダイヤモンドワイヤメーカーにおいては極細線ダイヤモンドワイヤの安定的な製造はなされていないことに鑑み、当社として、中国ダイヤモンドワイヤメーカーとの差別化及び付加価値が高い製品の販売による収益性の回復を図るために $\phi$ 55 $\mu$ m 以下の極細線ダイヤモンドワイヤの販売を推進しておりますが、大手単結晶ウエハメーカーにおいて極細線ダイヤモンドワイヤが採用されるなどの進捗が見られ、今後についてもこの傾向は続くものと当社は考えております。

また、「③原価低減のさらなる強化」については、原材料の購入価格の低減に加え、2018 年 10 月 26 日 にダイヤモンドワイヤの生産拠点の一つであった沖縄工場の一時休止を決定し、経営資源を当社和泉工 場に集約する等徹底した生産体制の最適化を図るとともに、管理可能な経費の削減等を行うことにより、固定費の徹底した削減にも努めております。

上記の各種施策に対する取り組みについて一定の進捗はあるものの、今年に入ってからのダイヤモンドワイヤの価格の下落が大きかったことから現在の状況では直ちに営業利益を生み出すことは難しく、2019年3月期第3四半期以降も営業損失を計上する見込みであることから、事業収益のみで2019年3月期末において債務超過の状態を解消することは難しいと思われます。かかる状況において、既存株主の皆さま、大手顧客や金融機関などの各ステークホルダーとの信頼関係の維持や企業の継続性への懸念を払拭するため、可及的速やかに資本性の資本増強を行うことが必要な状況であります。

上記のとおり、2019 年3月期末の時点において、事業収益だけで債務超過の状態を解消することは極めて難しく、また、前記のような売掛金回収サイトの長期化及び今後の増産に伴う仕入先への先払い金額の増加や今後必要となる固定費の支払いの状況に鑑みると、来期以降もひっ迫した資金状況が予想されるため、速やかに資本性の資金調達を実施し、運転資金をある程度自己資金で賄えるようにするとともに、今後必要となる有利子負債の返済のための資金を確保し、資本増強によって財務状況を改善した上で事業運営を行うことが企業の継続性と安定性の面から重要な事項であると認識しており、本新株予約権による資金調達は株主価値及び企業価値向上のために重要と判断しております。

また、当社グループは、ダイヤモンドワイヤ事業以外にも収益の柱を確立することが今後の当社の発展のために不可欠であると考えており、そのため、既存の3事業の他に、マイクロリアクターシステム(\*4)を利用したフロー合成技術による創薬分野での受託合成事業(ライフサイエンス事業)や多機能物質であるナノサイズゼオライト(\*5)の開発事業(マテリアルサイエンス事業)について、事業化を目指し研究開発を進めておりましたが、ライフサイエンス事業については、2019年3月期において受注を開始し、事業を開始することができました。

- (\*4)マイクロリアクターは、一辺あたり1mm以下の大きさの空間で連続的に化学反応を行う装置(通常はバッチ反応器、いわゆる普通のフラスコなど)です。微細な空間で液体や気体を効率的かつ連続的に混合・合成することが可能であり、より大きなスケールで反応を行う他の装置と比べ、エネルギー効率、反応速度、安全性、対応できる反応、条件の制御能力などに優れています。
- (\*5)ゼオライトは、シリカ(二酸化ケイ素)とアルミナ(酸化アルミニウム)を主な成分とした結晶性化

合物で、スポンジのように無数の穴を持つ多孔質構造が特長で、その構造により吸着機能、触媒機能、イオン交換機能といったさまざまな用途に利用されています。ナノサイズゼオライトは、このゼオライトをナノサイズ化したものですが、ナノサイズ化することにより、ゼオライト本来の吸着などの機能を保持したまま、機能性はさらにアップし、光透過性が必要な光学性用途や、微細な繊維への添加など、新たな用途の展開が可能となります。

これらの新規事業において、本格的な事業化に向けて、新たに工場などのインフラ設備や製造装置などの新規導入が必要となってまいります。当社の現状を踏まえると、かかる事業化のための資金を手元資金から捻出することは難しく、また、当社の主力事業であるダイヤモンドワイヤ事業が市況の変動の影響を受けやすく、これによって当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況が大きく左右される状況に鑑みると、本格的な事業化の時点で適時適切に資金を調達できる保証はないことから、現時点で必要な資金を予め確保しておくことが新規事業の確実な展開のために重要であり、かかる観点からも本新株予約権による資金調達は株主価値及び企業価値向上のために重要と判断しております。また、必要となる資金の額及び時期が今後変更された場合でも部分的に行使前倒しやキャンセルをする等の柔軟な対応が可能となるよう、新株予約権を3つの回号に分け、各回号毎に異なるコミット期間を設定すると共に、第7回及び第8回についてはコミット期間の行使前倒し指示条項・取得条項を付した設計といたしました。

本新株予約権による資金調達を行うことにより、既存株主の皆さまには一時的に株式価値の希薄化が生じることになりますが、ダイヤモンドワイヤ販売における上記3つの販売戦略を遂行することにより、電子材料スライス周辺事業の収益性は回復すると考えており、そのために必要な運転資金や有利子負債の返済資金を確保することは当社グループの業績回復のために不可欠です。また、新規事業の事業化を推進することにより、電子材料スライス周辺事業への依存度も低下することとなり、このことは今後の当社グループの成長に資すると考えております。以上のことから、当社としては、本新株予約権による資金調達は、中長期的には当社グループの企業価値の向上を通じて株主の皆さまの利益に資するものと考えております。

また、本新株予約権による資金調達においては、行使コミット条項によりある程度の資金調達タイミングの予測は付くものの、割当予定先による行使の都度、段階的に調達が行われることになるため、調達の時期が不確定なものとなりますが、即時の資金需要に対応できるよう、本新株予約権の発行と同日に、割当予定先の関連会社である EJAM との間で、下記に記載する本借入契約を締結することを決定いたしました。なお、本借入契約に基づく借入れを以下「本借入」といいます。

### (本借入契約の概要)

(1)	締結日	2019年1月15日		
(2)	極度額	7億円		
(3)	期間	2019 年 1 月 15 日(同日を含む。)から第8回新株予約権の全部コミット 期間の満期日まで		
(4)	金利	年率1%		
(5)	ファシリティフィー	無し		
(6)	個別貸付実行手数料	無し		
(7)	個別貸付実行金額・借入 申込時期	下記条件により計算される金額の範囲内で借入人の申込む金額とする。 ① 第6回新株予約権の全部コミット期間の初日に借入申込がなされた場合 当該借入申込時点における第6回新株予約権の残存数×当該借入申込時点において適用のある第6回新株予約権の行使価額×30%、及び極度額のうちいずれか小さい金額。但し、当該借入申込がなされた日から当該申込に基づき本借入がなされる日の前日までの間に第6回新株予約権が行使された場合、当該行使により		

割当予定先が当社に払い込んだ金額を控除するものとする。 ② 第7回新株予約権の全部コミット期間の初日に借入申込がなされ
た場合 当該借入申込時点における第7回新株予約権の残存数×当該借入 申込時点において適用のある第7回新株予約権の行使価額× 30%、及び極度額のうちいずれか小さい金額。但し、当該借入申 込がなされた日から当該申込に基づき本借入がなされる日の前日 までの間に第7回新株予約権が行使された場合、当該行使により 割当予定先が当社に払い込んだ金額を控除するものとする。 ③ 第8回新株予約権の全部コミット期間の初日に借入申込がなされ た場合 当該借入申込時点における第8回新株予約権の残存数×当該借入 申込時点において適用のある第8回新株予約権の行使価額× 30%、及び極度額のうちいずれか小さい金額。但し、当該借入申
30%、及び極度額のうらいりれかかるい金額。但し、当該信人申込がなされた日から当該申込に基づき本借入がなされる日の前日までの間に第8回新株予約権が行使された場合、当該行使により
割当予定先が当社に払い込んだ金額を控除するものとする。 当社は、上記の日以外の日に借入申込をすることはできない。
① 第6回新株予約権の全部コミット期間の初日に借入申込がなされた本借入
第6回新株予約権の全部コミット期間の満了日 ② 第7回新株予約権の全部コミット期間の初日に借入申込がなされ た本借入
第7回新株予約権の全部コミット期間の満了日 ③ 第8回新株予約権の全部コミット期間の初日に借入申込がなされ
た本借入 第8回新株予約権の全部コミット期間の満了日
本新株予約権が行使される度に、その行使代金の全額を本借入の返済に充当する。
本借入の要請がなされた後に、当該要請がなされた日が全部コミット期間の初日となる本新株予約権につき下記3.(1)①に記載するコミット期間延長事由が4回を超えて発生した場合、EJAMは当社に対して、その時点で残存する本借入の全部又は一部の返済を請求することができる。

## 3. 資金調達方法の概要及び選択理由

### (1)資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は割当予定先との間で、本新株予約権の募集に係る有価証券届出書の効力発生後に、下記の内容を含む本買取契約を締結します。なお、当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の権利行使に伴う行使価額を本借入の早期返済に充当していくことを合意しております。したがって、本借入契約に基づき個別融資が実行されている場合には、本新株予約権の行使に伴う行使価額は原則として全て融資の返済に充当されることとなります。

## ① 行使コミット条項

## <コミット条項>

割当予定先は、本買取契約において、原則として一定期間経過後の日(第6回新株予約権については第6回新株予約権の払込期日の翌取引日から182価格算定日目、第7回新株予約権については第7回新株予約権

の払込期日の1年後の応当日の翌取引日から62価格算定日目及び第8回新株予約権については第8回新株予約権の払込期日の2年後の応当日の翌取引日から62価格算定日目)(いずれも当日を含みます。)までの期間に、割当予定先が保有する各回号の本新株予約権の全てを行使することをコミットしています。182という日数は36価格算定期間に2価格算定日分の行使可能日を加えたもの、62という日数は12価格算定期間に2価格算定日分の行使可能日を加えたものであり、割当予定先との協議に基づき決定されたものであります。なお、株価状況や資金需要状況によっては、第7回新株予約権及び第8回新株予約権を前倒しして行使することが合理的であると当社が判断した場合には、全部コミット期間の行使前倒し指示をすることができます。

また、割当予定先は、同様に本買取契約において定められる各回号の本新株予約権の全部コミット期間の初日(当日を含みます。)から、原則として一定期間経過後の日(第6回新株予約権については第6回新株予約権の払込期日の翌取引日から92価格算定日目、第7回新株予約権については第7回新株予約権の払込期日の1年後の応当日の翌取引日から32価格算定日目及び第8回新株予約権については第8回新株予約権の払込期日の2年後の応当日の翌取引日から32価格算定日目)(いずれも当日を含みます。)までの期間に、第6回新株予約権については1,200,000株、第7回新株予約権及び第8回新株予約権については、それぞれ400,000株相当分以上の本新株予約権を行使することをコミットしています。92という日数は18価格算定期間に2価格算定日分の行使可能日を加えたもの、32という日数は6価格算定期間に2価格算定日分の行使可能日を加えたものであり、割当予定先との協議に基づき決定されたものであります。

また、全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある第6回新株予約権の下限行使価額(下記②において定義します。)又は第7回新株予約権若しくは第8回新株予約権のフロア価額(下記②において定義します。)の110%以下となった場合(以下「コミット期間延長事由」といいます。)には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計4回(20価格算定日)を上限とします。)。前半コミット期間中のいずれかの取引日においてコミット期間延長事由が発生した場合も、同様に、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、前半コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計2回(10価格算定日)を上限とします。)。

なお、全部コミット期間及び前半コミット期間の双方について、上記の延長は、同一の価格算定期間中において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数回のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。 <コミット条項の消滅>

全部コミット期間中において、コミット期間延長事由が4回を超えて発生した場合、全部コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。同様に、前半コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う前半コミット期間の延長が2回を超えて発生した場合、前半コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。

また、全部コミット及び前半コミットに係る割当予定先のコミットは、発行日翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合には消滅します。

なお、コミットの消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により本新株予約権を行使することができます。但し、下記③に記載の上限行使数量による制限があります。

#### ② 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、2019年1月16日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、割当予定先との議論を行った上で、ディスカウント率を10%として計算することとしました。但し、当該金額が第6回新株予約権に係る下限行使価額(以下に定義します。)を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。また第7回新株予約権及び第8回新株予約権については、当該金額がフロア価額(以下に定義します。)を下回る場合には割当予定先による行使は行われません。

第6回新株予約権の下限行使価額は当初386円としますが、第6回新株予約権の発行要項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

「フロア価額」は当初386円としますが、第7回新株予約権については第7回新株予約権の全部コミット期間の初日(2020年1月16日、又は前倒し指示がなされた翌取引日)の直前取引日の取引所における当社普通

株式の普通取引の終値の50%と386円のうちいずれか低い金額となります。行使価額がその時点において適用のあるフロア価額を下回る場合には、本買取契約に基づき、割当予定先による行使は行われません。

同様に、第8回新株予約権については第8回新株予約権の全部コミット期間の初日(2021年1月18日、又は前倒し指示がなされた翌取引日)の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%と386円のうちいずれか低い金額となります。行使価額がその時点において適用のあるフロア価額を下回る場合には、割当予定先による行使は行われません。

当該下限行使価額及びフロア価額の水準・設定方法については、3年間のプログラムとして資金調達の 蓋然性を高める事を前提に、割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

#### ③ 上限行使数量

割当予定先は、第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権のそれぞれについて、当社の事前の書面による承諾がない限り、適用のある各価格算定期間(但し、最終の価格算定期間の後については最終の価格算定期間の最終日の翌取引日から各本新株予約権の行使期間の最終日までの期間)につき500,000株を超える数の本新株予約権を行使することができません。

## (2)資金調達方法の選択理由

当社は様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、下記「(3)本スキームの特徴」、「(4)他の資金調達方法」に記載の通り、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、割当予定先から提案を受けた本新株予約権の発行及び本借入による資金調達手法(以下「本スキーム」といいます。)が、当社の新規事業の事業化も含めた今後数年間の事業運営を行う上で必要となる資金を相当程度高い蓋然性をもって調達できることが可能となる点で企業の継続性と安定性に資する資金調達方法であるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株価状況や資金需要状況によっては全部コミット期間の行使前倒し指示による柔軟な資金調達ができる点に加え、第7回新株予約権及び第8回新株予約権については、取得条項が付されているため、本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合など、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、当社の選択により、柔軟に新株予約権を取得・消却し、資金調達をキャンセルすることが可能であるため、必要に応じて取得条項を活用することで将来的に既存株主の皆さまへの希薄化の影響を抑えることが可能であるという点においても当社のファイナンスニーズに最も合致していることから、総合的な判断により、本スキームを採用することを決定しました。

#### (3) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

## [メリット]

① 今後の資金調達プランの確立

通常、新株予約権は近い将来に必要となる資金調達のみを実施しますが、本スキームにおいては、今後3年間に渡る資金調達プランが確定しており、当社及び投資家にとって将来の資金調達見通しが立てやすくなります。

#### ② 取得条項

第7回新株予約権及び第8回新株予約権には取得条項が付されているため、本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合など、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、当社の選択により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、第7回新株予約権及び第8回新株予約権を取得・消却することが可能であり、必要に応じてかかる取得条項を活用することで将来的に既存株主の皆さまへの希薄化の影響を抑えることが可能です。

- ③ 資金調達コストの削減
  - 複数回の決議・発行の手続きを経るよりも、調達に係るコストを削減する事が可能となります。
- ④ 蓋然性の高い資金調達

第6回新株予約権(対象となる普通株式3,000,000株)は原則として2019年10月15日までに、第7回新株

予約権(対象となる普通株式1,000,000株)は出来高が一定水準以上であれば原則として2020年4月15日までに、第8回新株予約権(対象となる普通株式1,000,000株)も出来高が一定水準以上であれば原則として2021年4月15日までに、それぞれ全部行使(全部コミット)されます。また、本借入により、本新株予約権の行使を待たずに一定額の資金をあらかじめ調達することができます。なお、上記の期日は現在想定される祝日を考慮して記載しており、今後の国民の祝日の設定により、前後する可能性があります。

## ⑤ 時期に応じた資金調達

全部コミットに加え、第6回新株予約権(対象となる普通株式3,000,000株)は原則として2019年6月4日までに、第7回新株予約権(対象となる普通株式1,000,000株)は出来高が一定水準以上であれば原則として2020年3月3日までに、第8回新株予約権(対象となる普通株式1,000,000株)も出来高が一定水準以上であれば原則として2021年3月4日までに、それぞれの回号の本新株予約権数の40%(第6回新株予約権については対象となる普通株式数1,200,000株、第7回及び第8回新株予約権については対象となる普通株式数1,200,000株、第7回及び第8回新株予約権については対象となる普通株式数400,000株)の行使もコミット(前半コミット)されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、前半コミットによるより早期の段階におけるタイムリーな資金調達を両立することができます。

### ⑥ 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は合計5,000,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加する事はありません。

⑦ 短期間における行使数量の限定

当社の事前の書面による承諾がない限り、1つの価格算定期間において行使できる本新株予約権の数は 各回号につき500,000個に限定されています。

⑧ 株価上昇時の調達額増額

株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

⑨ 株価上昇時の行使促進効果

今回本新株予約権の行使により発行を予定している5,000,000株について、行使期間中に株価が大きく 上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を 待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

## 「デメリット]

① 当初に満額の資金調達はできない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があって初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

② 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。また、株価が下限行使価額又はフロア価額の110%を上回らない場合には行使が進まない可能性があります。

③ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予 約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社普通株式の流動性も鑑 みると、割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達 を募ることによるメリットは享受できません。

## (4)他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

#### (a)公募增資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益 の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

### (b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、近年において実施された事例が乏しく、割当予定先である既存投資家の参加率が非常に不透明であることから、本スキームと比べて必要資金を調達できない可能性が高く、また、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

#### (c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では適当な割当先が存在しません。

#### ② 行使価額が固定された転換社債(CB)

通常CBの転換は割当先の裁量により決定されるため、資本増強の蓋然性・タイミングが不透明な一方、本スキームにおいては、行使コミット条項により割当予定先の本新株予約権の行使が約束されているため、蓋然性が高く、早いタイミングでの資本増強が期待されます。そのため、今回の資金調達方法として本スキームと比較した場合に、適当でないと判断いたしました。

### ③ MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、本スキームの方が株主への影響が少ないと考えております。

#### ④ 行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で 株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本スキームと比較して 低いと考えられます。また、当社の株価のボラティリティを考えると、現時点において適切な行使価 額を設定することは難しいと考えております。その為、今回の資金調達方法として適当でないと判断 いたしました。

#### ⑤ 新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が少なく、当社においても現時点では実施の目処は立っておりません。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記①(b)の株主割当増資と同様に、割当予定先である既存投資家の参加率及び資金調達の蓋然性が非常に不透明である他、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

## ⑥ 借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入 余地が縮小する可能性があることから、今回は必要調達額の全額を借入又は社債により調達する形で はなく、財務健全性や今後の借入余地とのバランスを勘案しながら無担保融資を受ける事も可能とな る資金調達を行うことが適当と判断いたしました。なお当社は、早期返済条項に基づき本新株予約権 の行使により調達した資金を本借入の弁済金として優先的に充当する予定であることから、本借入の 借入金は本新株予約権の行使による資金調達までのつなぎ資金の性質を有しております。

#### 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

## (1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

払込金額の総額	3, 480, 560, 000円
本新株予約権の払込金額の総額	10, 560, 000円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	3, 470, 000, 000円
発行諸費用の概算額	30, 675, 000円
差引手取概算額	3, 449, 885, 000円

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(第6回新株予約権6,600,000円、第7回新株予約権2,020,000円、第8回新株予約権1,940,000円、合計10,560,000円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(第6回新株予約権2,082,000,000円、第7回新株予約権694,000,000円、第8回新株予約権694,000,000円、合計3,470,000,000円)を合算した金額であります。
  - 2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
  - 3. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用・弁護士費用・届出書データ作成料7,572千円、法務局登記費用11,288千円、その他諸費用(司法書士費用・信用調査費用等)11,815千円です。
  - 4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

当社は、下記3項目の資金使途を目的として、本新株予約権の発行を決議いたしました。

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記の通り合計3,449,885,000円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下の通り予定しています。なお、本借入契約に基づく借入残高がある場合は、本新株予約権の行使によって調達する資金は、優先的に当該借入金の返済を目的として利用いたします。

## 〈本スキームによる調達資金〉

本新株予約権の発行による調達資金

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① 運転資金	2, 049	2019年1月~2020年3月
② 有利子負債の返済	700	2019年1月~2020年3月
③ フロー合成事業における事業拡大に向けた設備投資	700	2020年4月~2021年12月
合 計	3, 449	

調達資金の使途の詳細は以下の通りです。

## 運転資金

本新株予約権の発行による調達額のうち2,049百万円は、原材料の仕入や運転に係る固定費の支払い等の当社グループの運転資金として、原材料の仕入として1,200百万円、人件費として800百万円、その他経費として49百万円を充当してまいります。

当社グループの手元資金は、金融機関からの借入額が当社の自己資金を超えており、業績の回復に向け取り組んではいるものの、黒字化により自己資金を充実させるまでには相当の期間を要する見込みであります。

また、電子材料スライス周辺事業において、ダイヤモンドワイヤの主な販売先である中国顧客からのダイヤモンドワイヤの代金支払いが今年に入り現金から長期手形に変更となったことを受け、売掛金の回収までに数か月間を要することとなっているのに対し、仕入については、支払いサイトの短い国内企業への現金での支払いが多いことに加え、足下のダイヤモンドワイヤの販売が回復傾向を示し始めていることから、売掛金の回収額に先行して仕入先に支払う金額は増加していくものと当社は見ております。今後、当社の主力事業である電子材料スライス周辺事業において、業況が回復すると、原材料等の仕入が増えていくことになり、ますます当社の資金繰りを圧迫することとなるため、かかる仕入についても運転資金が必要な状況となることが予想されます。

そのため、来期もひっ迫した資金状況が予想され、速やかに資本性の資金調達を実施し、業績の回復を 見込んでいる2020年3月期までの運転資金を賄えるようにすることが企業の継続性と安定性の面から重要な 事項であると認識しており、株主価値及び企業価値向上のために重要と判断しております。

また、仮に資本性の資本増強を実施せず当社グループが2019年3月期末時点で債務超過の状況となった場合、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となり、主力事業において事業面での回復の兆しが見え始めている現段階において、今後の事業発展の可能性を秘めているにも関わらず上場廃止となる可能性が出てまいります。その場合、当社グループの信用力は極めて厳しいものとなり、取引拒絶リスク等が顕在化し、より厳しい経営環境になる可能性があります。

このことから、速やかに資本性の資本増強を実施することが上場廃止による最大の株主利益の毀損とはならず、将来的な株主利益の向上につながるものと考えております。

## ②有利子負債の返済

現在の当社の財務状況において、財務基盤を改善することもまた喫緊の経営課題であります。当社グループは、事業の運転資金や設備投資の資金を賄うためにこれまで金融機関からの借入やファイナンス・リースを行っており、2018年9月末の時点の当社グループの有利子負債は8,102百万円となっております。

本新株予約権の発行による調達額のうち、700百万円を今後必要となる有利子負債の返済に充当することで、財務状況の改善を進めつつ事業運営を行うことが企業の継続性と安定性の面から重要な事項であると認識しております。

## ③フロー合成事業における事業拡大に向けた設備投資

当社グループは、既存の3事業の他に、マイクロリアクターシステム(\*1)を利用した受託合成事業(ライフサイエンス事業)や多機能物質であるナノサイズゼオライトにかかる販売事業(マテリアルサイエンス事業)について、事業化を目指し研究開発を進めております。

このうち、ライフサイエンス事業については、創薬プロセスにおける基礎研究の国内回帰を目指し、当社のマイクロリアクターシステムを用いた多検体対応自動フロー合成システム(以下「自動フロー合成システム」といいます。)を開発し、2019年3月期において受注を開始し、事業を開始することができました。

自動フロー合成システムは、受託合成事業だけでなく、創薬プロセスにおける受託研究事業についても期待されており、今後の受託合成事業の受注拡大や、将来的に目指している受託研究事業の開始に向けて、2020年4月以降に自動フロー合成システムを改良したシステムの導入が必要になると考えております。

また、当社は、高品質特殊ペプチド(\*2)医薬品原薬の低コストかつ安定供給体制の確立を目指しているペプチスター株式会社(以下「ペプチスター社」といいます。)に対し、2018年4月に2億円の出資をしております。当社は、ペプチスター社に対し、これまで開発を進めてきたマイクロリアクター関連技術を活かして、2020年4月以降に従来よりも効率の高い特殊ペプチド原薬の製造装置の開発を担うこととなっております

これらのことから、当社は同事業における事業拡大に向けて、製造装置の開発や導入のための資金として800百万円(自動フロー合成設備の開発・導入のための資金として450百万円、フロー式ペプチド合成装置の研究開発のための資金として350百万円)が必要となってまいります。そのため本新株予約権の発行によ

る調達額のうち、700百万円を以下のとおり使用させていただき、その他の残額については自己資金及び金融機関からの借入による調達資金を充当する予定としております。

1) 自動フロー合成設備の開発・導入 : 400百万円

2) フロー式ペプチド合成装置の研究開発 : 300百万円

- (\*1)マイクロリアクターシステム: 創薬開発における化学物質の合成をフロー化・自動化することにより、化学物質の合成のスピード化・効率化を図るためのシステム。
- (\*2)特殊ペプチド: 天然の20種類のアミノ酸のみならず、各種特殊(非天然型)アミノ酸(L-アミノ酸誘導体、D-アミノ酸、N-メチル化アミノ酸、 $\beta$ -アミノ酸等)を組み込んだ、一般的には8~20アミノ酸残基からなるペプチドのこと。

本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本契約において行使期間中に全ての本新株予約権を行使することをコミット(全部コミット)していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合及び全部コミット期間中において、コミット期間延長事由が4回を超えて発生した場合には消滅するものとされているため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。資金使途を充当する優先順位としては、上記表中の「具体的な使途」に記載の順に充当予定としておりますが、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、上記の調達資金の充当内容は、実際の差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する場合があります。また、本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権による資金調達が困難になった場合は、必要に応じて、その時点で最適と考えられる新たな調達手段を検討する予定です。他方で、本新株予約権による調達資金の額が現時点において想定している調達資金の額を超過した場合には、超過分は有利子負債の返済として利用することを想定しております。資金使途及びその内訳の変更や別途の資金調達の実施を行った場合、その都度、適切に開示を行います。

なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

#### 5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2.募集の目的及び理由」に記載の通りに充当することで、今後の成長分野への投資を実現していくとともに、財務基盤の安定を図る方針であり、かかる資金使途は合理的であると判断しております。従いまして、本資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様をはじめとするステークホルダー各位の利益にも資するものと考えております。

## 6. 発行条件等の合理性

(1)払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者:黒崎知岳、住所:東京都港区元赤坂1丁目1番8号)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや 二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当 予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映でき る価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予 約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価 771 円 (2018 年 12 月 26 日終値)、ボラティ リティ (88.1%)、予定配当額(0円)、無リスク利子率(▲0.1%)について一定の前提を置き、割当予定先が行 使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使期間に渡り一定数量の本新株予約権の権利行使を 行うことを想定し、割当予定先の本新株予約権行使及び株式売却の際に負担する本新株予約権の発行コスト及 び株式処分コストについては、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積 もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、

第6回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2.20円、第7回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2.02円、第8回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の1.94円とし、本新株予約権の行使価額は当初、行使価額の修正における計算方法に準じて、2018年12月26日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として、それに対し10%下回る額としました。

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。また、当初行使価額及び行使価額の修正におけるディスカウント率 10%は、割当予定先の投資家としての立場を踏まえ、協議の結果、最終的に当社が決定したものでありますが、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において第三者割当による株式の発行に際して払込金額が取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されている点とも整合的であり、かつ当該条件は本新株予約権の発行価額に織り込まれていることから、本新株予約権の発行価額は特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員(全員が会社法上の社外監査役)からは、本新株予約権の発行要項の内容及び当該 算定機関の算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利で ないと判断した旨の意見表明を受けております。

- ・ 株式会社赤坂国際会計は新株予約権評価に関する知識・経験を有し当社経営陣及び割当予定先から独立していると考えられること
- ・ 払込金額の算定にあたり、株式会社赤坂国際会計は公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、 当社普通株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の 算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定してい ることから、評価額は合理的な公正価格と考えられること
- ・ 払込金額が当該評価額と同等であること

#### (2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 5,000,000 株(議決権数 50,000 個)は、2018 年 9 月 30 日現在の当社発行済株式総数 5,020,900 株及び議決権数 50,174 個を分母とする希薄化率としては 99.58% (議決権ベースの希薄化率は 99.65%)に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に相当の希薄化が生じることになります。

しかしながら、本新株予約権は3年間に渡って、3回に分けて行使される予定であり、1年当たりの発行数 は、1年目は3,000,000株(希薄化率は59.75%)、2年目及び3年目はそれぞれ1,000,000株(希薄化率は 19.92%)となる予定です。また、本資金調達により今後3年間の資金調達を確立し、その資金を 2019 年3月 末までの債務超過の状態を解消するとともに一定額の運転資金等に充当することにより、安定的な事業基盤の 確立と中長期的な企業価値向上を図る方針であり、中長期的には企業価値の向上を通じて既存株主の皆さまの 利益に資するものと判断しております。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は 119,148 株であり、各本新株予約権を行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有 しておりますが、第6回新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数 3, 000, 000 株を、割当予定先の全部コミット期間である 182 価格算定日で行使売却するとした場合の 1 価格算 定日当たりの株数は 16,484 株(直近平均6ヶ月平均出来高の 13.8%)、第7回新株予約権及び第8回新株予約 権が全て行使された場合に、それぞれ交付されることとなる当社普通株式数 1,000,000 株を、割当予定先の全 部コミット期間である 62 価格算定日で行使売却するとした場合の1価格算定日当たりの株数は 16, 129 株(直 近平均6ヶ月平均出来高の 13.5%)となり、また本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとな る当社普通株式数5,000,000株が第6回乃至第8回新株予約権の行使期間である3年間で行使売却するとした 場合の1取引日当たりの株数は 6,944 株(直近6ヶ月平均出来高の 5.8%) であるため株価に与える影響は限定 的なものと考えております。加えて、新規事業の事業化も含めた当社の今後数年間の事業運営を行う上で必要 となる資金を相当程度高い蓋然性をもって調達できることが可能となるとともに、第7回新株予約権及び第8回新株予約権については、本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合など、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、当社の選択により、取得・消却することが可能であり、必要に応じてかかる取得条項を活用することで将来的に既存株主の皆さまへの希薄化の影響を抑えることも可能です。さらに、本新株予約権の第三者割当(以下「本第三者割当」といいます。)により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、第三者委員会を設置いたしました。同委員会は本第三者割当の必要性及び相当性につき検討し、「10.企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載の通り、本第三者割当の必要性及び相当性が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

### 7. 割当予定先の選定理由等

#### (1)割当予定先の概要

/ H 1 —	113 1 AC/UV / MAG						
(I)	① 名 称			称	EVO FUND		
₩ /II				1/J1	(エボ ファンド)		
					c/o Intertrust Corporate Services (Cayman	) Limited	
2	② 所 在 地			地	190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005,		
					Cayman Islands		
3	設	立 柞	退 拠	等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社		
4	組	成	目	的	投資目的		
(5)	組	J.	戊	月	2006年12月		
(E)	出	次 (	D 5/2	額	払込資本金:1米ドル		
0	⑥ 出 資 の 総 額			碩	純資産:約58.4百万米ドル		
7	② 出資者・出資比率・出資者の概要		率	払込資本金:マイケル・ラーチ 100%			
0			要	純資産:自己資本 100%			
8	。 代表者の		$\mathcal{O}$	代表取締役 マイケル・ラーチ			
0	役	職	· 氏	名	代表取締役 リチャード・チゾム		
					EVOLUTION JAPAN 証券株式会社		
9	⑨ 国内代理人の概要		要	東京都千代田区紀尾井町4番1号			
					代表取締役社長 ショーン・ローソン		
	L	坦스岩	ナ ト エ	試	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。	
10		上場会社と当該			当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。	
	ファンドとの間の関係		可尔	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。		
(中)(マウサの無害の棚)と 0010 欠 10 目 01 日日 大きいはてものでよ							

### (注)割当予定先の概要の欄は、2018年10月31日現在におけるものです。

※当社は、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社により紹介された EVO FUND 及びその 100%出資者かつ役員である マイケル・ラーチ氏、ならびに役員であるリチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報の検索により割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー(東京都渋谷区東4丁目7番7号 代表取締役 中村勝彦)に EVO FUND 及びその 100%出資者であるマイケル・ラーチ氏、ならびに役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

## (2)割当予定先を選定した理由

当社は、2019年3月末までの債務超過の状態を解消するとともに一定額の運転資金等を確保するための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。そのような状況の中、当社が2017年11月14日に決議、同年12月7日に行使完了した資金調達案件のアレンジャーであったEVOLUTION JAPAN 証券株式会社から2018年10月に本資金調達に関する提案を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討した結果、本スキームが、新規事業の事業化も含めた当社の今後数年間の事業運営を行う上で必要となる資金を相当程度高い蓋然性をもって調達できることが可能となるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株価状況や資金需要状況によっては全部コミット期間の行使前倒し指示による柔軟な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズにより合致していると判断しました。また、EVO FUNDについても当社内にて協議・検討しましたが、下記に記載の通り、同様のスキームによる投資実績を有していること等から、割当予定先として適当であると判断しました。その結果、本スキームの採用及びEVO FUNDを割当予定先とすることを決定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として 2006 年 12 月に設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。これまでの投資実績として、複数の第三者割当の方法による新株予約権増資案件において、本新株予約権と同様の手法を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、発行会社の資金調達に寄与した実績があります。割当予定先は、EJAM から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、マイケル・ラーチ氏以外の出資者はおらず、割当予定先の運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。

割当予定先の関連会社である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。 EVOLUTION JAPAN 証券株式会社は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド(Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の 100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社の斡旋を受けて、 割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関す る規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

#### (3)割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む本買取契約を締結します。

- (ア) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行わせないこと。
- (イ) 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (ウ) 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

## (4)割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2018年11月30日時点における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式又は大株主との間の株式貸借契約(対象株式数:150,000株、期間:2018年12月27日より2022年1月31日、利率:年1.0%)に基づいて借り受けた当社株式を売却する事により資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないこと、また、各本新株予約権の行使時期は重ならない想定であることから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたっても十分な資金を有していると判断しております。

#### (5)株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役であり、大株主である井上誠氏は、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株を行う予定です。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他の処分をしないものとする旨、貸主との貸株契約書において定めております。

## 8. 大株主及び持株比率

株主名	持株比率(%)
株式会社ナカムラコーポレーション	6. 55
井上 誠	5. 16
井上 阿佐美	3. 30
井上 紘章	2. 64
井上 絢哉	2. 54
住江織物株式会社	1.88
株式会社ヤマダ	1.83
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1.49
(常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行)	1.49
松井証券株式会社	1.21
中村超硬従業員持株会	0.72

- (注) 1. 割当前の「持株比率」は、2018 年 9 月 30 日時点の株主名簿に基づき記載しております。
  - 2. 割当予定先の本新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、割当後の「持株比率」の記載はしておりません。
  - 3. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。

## 9. 今後の見通し

本新株予約権の発行による当期(2019年3月期)の業績に与える影響はありません。なお、将来の業績に変更が生じる場合には、適宜開示を行う予定です。

## 10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当による資金調達について、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、また現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2ヶ月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

このため、「6.発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載する経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である加本亘弁護士(ホーガン・ロヴェルズ法律事務所)、社外取締役(独立役員)京谷忠幸氏及び社外取締役(独立役員)大山隆司氏の3名によって構成される第三者委員会(以下「本第三者委員会」といいます。)を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2018 年 12 月 27 日に入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下の通りです。

## (本第三者委員会の意見の概要)

#### 1. 結論

本第三者割当の必要性及び相当性について問題はない。

#### 2. 理由

## (1)必要性

発行会社の説明によれば、発行会社の主力事業であるダイヤモンドワイヤ事業について、中国を中心 とする市場環境が悪化していることの影響を受け、売上が年初に比べ約7割も下落し、厳しい状況に至 り、それが原因で2019年3月期第2四半期において債務超過の状態となっております。その状況を打開 し、債務超過の状態を解消するために、発行会社としては、当該事業に関する今後の販売戦略として、 ①単結晶シリコンウエハ市場での顧客開拓、②極細線ダイヤモンドワイヤの販売推進、③原価低減のさ らなる強化を計画し、かつ当該事業以外の新規事業として、マイクロリアクターシステムを利用したフ ロー合成技術による創薬分野での受託合成事業(ライフサイエンス事業)や多機能物質であるナノサイ ズゼオライトの開発事業(マテリアルサイエンス事業)を推進することを計画しております。この点、 一般の企業において、それが債務超過に至った場合に、既存の主力事業を立て直すための具体的施策を 推進し、また既存の主力事業以外にも収益の柱を確保しようと他事業も計画することにより、少なくと も倒産状態に至ることを回避しようとすることは当然の対応といえるのであり、まして発行会社のよう な上場会社においては、債務超過による上場廃止のおそれをまず回避して一般株主の利益を図るために、 何らかの施策を講ずべき必要性は特に強いと考えます。そして発行会社の説明によれば、それらの施策 を実行するための資金としては、3,449,000,000 円程度が必要であるとのことであり、この一連の説明に 関して、当委員会としては不合理な点を見出しておりません。また本件においては新株予約権発行によ る資金調達が 3 回行われることが予定されておりますが、発行会社の説明によれば、今後の資金需要と 今後の事業展開に応じて、場合によっては新株予約権を発行しない選択肢も確保し、希薄化という株主 の不利益を少しでも緩和するために新株予約権の発行を 3 度に分けて計画しているとのことでして、当 委員会としては、この説明について特に不合理な点を見出しておりません。

以上を検討した結果、当委員会としては、発行会社において本第三者割当による資金調達の必要性が 認められると考えます。

#### (2)相当性

### (ア) 他の資金調達手段との比較

発行会社にとっては債務超過を解消することが重要であるところ、資金調達手段として、銀行借入や 社債発行などのデットファイナンスは、債務超過を解消することにはならないので発行会社の選択肢に はなり得ません。他方、エクイティファイナンスの手法のうち、発行会社の既存株主への影響の最小化 と資金調達の確実性の観点から、割当先が出資をコミットする条件で行使価格修正型の新株予約権を第 三者割当で発行することは望ましいと評価できます。この観点から、当委員会は、他の資金調達手段と の比較の観点から本第三者割当について合理的であると思料します。

## (イ) 割当先について

割当先の EVO FUND に関して、発行会社による説明(調査報告書など当委員会に提出された資料を含む。)によれば、日本における投資実績が十分にあると評価できます。発行会社は調査会社に委託し、EVO FUND について、それらに関係する主要な個人や投資家も含めて、反社会的勢力に該当するか否かの調査を行っており、当該調査会社による報告書によれば、特に問題のある情報は検出されておりません。なお、EVO FUND は、新株予約権の引受に加えて、発行会社の緊急の資金需要に柔軟に対応するべく発行会社に対してローンを提供できるとのことで、この点からも、EVO Fund を割当先として選定したことの合理性が認められると評価できます。

#### (ウ) 発行条件について

第三者委員会は、本第三者割当における発行条件の合理性を検討するに際し、新株予約権の評価額について、株式会社赤坂国際会計の作成にかかる評価書を検討し、かつ同社が評価額をどのように算出したかについて同社の担当者から直接説明を受けました。評価書及び同社担当者による説明について特に不合理な点を見出しておりません。その他の発行条件についても、発行会社と割当先との間で本第三者割当に関して締結される契約書の主要な条件を検討し、特に不合理な点を見出しておりません。当該契約書については発行会社の代理人として外部の法律事務所における弁護士が交渉を担当しており、その交渉プロセスにも不備を見出しておりません。

## (エ) 希釈化について

本第三者割当により既存株主の持株比率及び議決権比率に大きな希薄化が生じるものの、発行会社の債務超過及びそれに至った原因たる収益状況を改善するためには、ダイヤモンドワイヤ販売における上記の販売戦略を実施し、かつ新規事業を事業化することが必要であるとの発行会社の考え方は合理的なものといえ、そのために運転資金が必要になることは当然であることを考えると、本第三者割当が発行会社の企業価値及び株主価値の向上につながり、その結果、発行会社の株主にとっては希薄化を上回る効果があると評価できます。したがって、発行会社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、本第三者割当増資による希薄化の程度に照らしても合理性が認められると考えます。

以上の通り、本第三者委員会からは、本新株予約権の発行につき、必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。そして本日付の取締役会決議において、本第三者委員会の上記意見を参考に充分に討議・検討した結果、既存株主への影響を勘案しましても、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

※ 当社と加本亘弁護士との間には顧問契約を含め、一切取引をした事実は無く、独立性は確保されています。

## 11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

## (1)提出会社の最近3年間の業績(連結)

決算期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
売上高(千円)	6, 836, 969	4, 992, 602	12, 140, 867
営業利益(千円)	1, 435, 254	$\triangle 1,653,389$	1, 570, 074
経常利益(千円)	1, 440, 023	$\triangle$ 1, 803, 753	1, 365, 486
当期純利益(千円)	1, 221, 734	△2, 075, 649	1, 381, 427
1株当たり当期純利益(円)	308. 37	△445 <b>.</b> 77	288. 94
1株当たり配当金(円)	10.00		_
1株当たり純資産額(円)	1, 208. 79	1, 071. 72	1, 577. 89

## (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2018年9月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5, 020, 900 株	100%
現時点の転換価額(行使価額)	34,700 株	0. 69%
における潜在株式数	34, 700 1	0.09/8
下限値の転換価額(行使価額)	_	_
における潜在株式数	_	_
上限値の転換価額(行使価額)	_	_
における潜在株式数	_	

## (3)最近の株価の状況

## ① 最近3年間の状況

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
始 値	1,901 円	5,620 円	1,470円
高 値	5,730 円	6,110 円	7,820 円
安 値	1,756円	1,011円	1,180円
終値	5,610円	1,482円	5,510円

<sup>(</sup>注) 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

## ② 最近6ヶ月間の状況

	2018年					
	7月	8月	9月	10 月	11月	12月
始 値	2,340 円	2,171 円	2,300円	1,910円	1,373 円	1,188円
高 値	2,382 円	2,449 円	2,349 円	1,920円	1,495円	1,215円
安 値	2,087円	1,301円	1,868円	1,167円	905 円	700 円
終値	2, 152 円	2,359円	1,889円	1,373 円	1,200円	771 円

<sup>(</sup>注) 1. 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

## ③ 発行決議日前営業日における株価

	2018年12月26日
始 値	733 円
高 値	791 円
安 値	733 円
終値	771 円

<sup>2. 2018</sup>年12月の株価については、2018年12月26日現在で表示しております。

# (4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

# 1. 公募増資

払 込 期 日	2016年4月12日	
調達資金の額	1,779,540 千円	
発 行 価 額	4, 448. 85 円	
募集時における	4, 195, 900 株	
発行済株式数		
当該募集による	400,000 株	
発行株式数		
募集後における	4, 595, 900 株	
発行済株式総数		
発行時における	① 当社和泉工場D-Nextにおけるダイヤモンドワイヤ製造設備増設に伴	
当初の資金使途	う機械購入費用及び工事費用	
	② 当社沖縄工場における機械購入費用ならびに工事費用及び付随設備費	
発行時における	① 2016年4月~2016年9月	
支出予定時期	② 2016年4月~2017年3月	
現時点における	①及び②において全て充当しております。	
充 当 状 況		

## 2. 第三者割当増資

2. 7/2-1011111111111111111111111111111111111		
払 込 期 日	2016年4月26日	
調達資金の額	266, 931 千円	
発 行 価 額	4, 448. 85 円	
募集時における	4, 595, 900 株	
発行済株式数		
当該募集による	60,000 株	
発行株式数		
募集後における	4,655,900 株	
発行済株式総数		
割 当 先	いちよし証券株式会社	
発行時における	上記1. 公募増資と同様	
当初の資金使途		
発行時における	上記1. 公募増資と同様	
支出予定時期		
現時点における	上記1.公募増資と同様	
充 当 状 況	上山1・公券相具と凹体	

# 3. 第三者割当による第5回新株予約権の発行

2017年11月30日
300,000 個
総額8,100千円(新株予約権1個当たり27円)
1,409,400 千円
(内訳) 新株予約権発行分 8,100 千円
新株予約権行使分 1,401,300 千円
FVC-EVO Growth Platform Fund Ltd., SPC
(エフブイシーエボ グロース プラットフォーム ファンド リミテッド
エスピーシ—)
4,678,900 株
300,000 株
行使済株式数 300,000 株
(残新株予約権数 0個)
1,460,100 千円
① ダイヤモンドワイヤ増産のための設備投資
② ペプチスターへの出資金
① 2017年12月~2018年4月
② 2018年1月~2018年3月
①及び②において全て充当しております。

# 12. 発行要項

別紙参照

## 株式会社中村超硬第6回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社中村超硬第6回新株予約権

(以下、「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の払込金額の総額 金6,600,000円

3. 申込期日 2019年1月15日

4. 割当日及び払込期日 2019年1月15日

5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO

FUND に割当てる。

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は3,000,000株(本新株予約権1個当たり1株(以下、「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株 予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、 これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

7. 本新株予約権の総数

3,000,000個

8. 各本新株予約権の払込金額

1個当たり金2.20円

- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、694円とする。

### 10. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、2019 年 1 月 16 日に初回の修正がされ、以後 5 価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、第 22 項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して 5 価格算定日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ 5 連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。
- (2) 「下限行使価額」は、当初 386 円とする。下限行使価額は第 11 項の規定を準用して調整される。

#### 11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める 算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - ① 本項第(4) 号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合 (但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付す る場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他 の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日 (募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同 じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適 用する。
  - ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
  - ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額 をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含 す。) 又は本項第(4) 号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求で きる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償 割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若 しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請 求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算 出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の 場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日があ る場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して 交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社 債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、 当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権 付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当 社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当 該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
  - ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
  - ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に

従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

(調整前行使価額-調整後行使価額)×

調整前行使価額により当該期間内に 交付された株式数

株式数

#### 調整後行使価額

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
  - ① 1円未満の端数を切り上げる。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤ の場合は基準日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会 社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第 10 項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- 12. 本新株予約権の行使期間

2019年1月16日(当日を含む。)から2022年1月14日(当日を含む。)までとする。

- 13. その他の本新株予約権の行使の条件
  - 本新株予約権の一部行使はできない。
- 14. 新株予約権の取得事由 該当なし。
- 15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から

増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

## 17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使請求期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- 18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行堺駅前支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由本新株予約権及び本新株予約権に係る第三者割当の買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を2.20円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載のとおりとする。

22. 市場混乱事由

当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。

- (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合
- (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)
- (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらないものとする。)
- 23. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

24. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

- 25. その他
  - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
  - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
  - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

## 株式会社中村超硬第7回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社中村超硬第7回新株予約権

(以下、「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の払込金額の総額 金2,020,000円

3. 申込期日 2019年1月15日

4. 割当日及び払込期日 2019年1月15日

5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO

FUND に割当てる。

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は1,000,000株(本新株予約権1個当たり1株(以下、「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株 予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、 これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

7. 本新株予約権の総数

1,000,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

1個当たり金2.02円

- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、694円とする。
- 10. 行使価額の修正

行使価額は、2019 年 1 月 16 日に初回の修正がされ、以後 5 価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、第 22 項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して 5 価格算定日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ 5 連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた額(以下、「基準行使価額」という。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。

## 11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

既発行 + 交付普通株式数×1株当たりの払込金額

時価

行使価額 行使価額

既発行普通株式数+交付普通株式数

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
  - ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価 額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合 を含む。) 又は本項第(4) 号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請 求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合 (無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予 約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価 額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用 して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無 償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための 基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行 使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株 予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行 使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは 新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行 使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するも のとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
  - ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された ものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額でもって当社普 通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
  - ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

(調整前行使価額-調整後行使価額)×

調整前行使価額により当該期間内に 交付された株式数

株式数

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要と

する事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、 調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
  - ① 1円未満の端数を切り上げる。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤ の場合は基準日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第 10 項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- 12. 本新株予約権の行使期間

2019年1月16日(当日を含む。)から2022年1月14日(当日を含む。)までとする。

- 13. その他の本新株予約権の行使の条件
  - 本新株予約権の一部行使はできない。
- 14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)の 10 取引日以上前に本新株予約権者に通知する事により、本新株予約権1個当たり 2.02 円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得する事が出来る。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

- 15. 新株予約権証券の発行
  - 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- 16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使請求期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- 18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行堺駅前支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る第三者割当の買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を2.02円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載のとおりとする。

22. 市場混乱事由

当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。

- (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合
- (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)
- (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらないものとする。)
- 23. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

24. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

- 25. その他
  - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
  - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
  - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

## 株式会社中村超硬第8回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社中村超硬第8回新株予約権

(以下、「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の払込金額の総額 金1,940,000円

3. 申込期日 2019年1月15日

4. 割当日及び払込期日 2019年1月15日

5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO

FUND に割当てる。

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は1,000,000株(本新株予約権1個当たり1株(以下、「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株 予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、 これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

7. 本新株予約権の総数

1,000,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

1個当たり金1.94円

- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、694円とする。
- 10. 行使価額の修正

行使価額は、2019 年 1 月 16 日に初回の修正がされ、以後 5 価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、第 22 項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して 5 価格算定日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ 5 連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた額(以下、「基準行使価額」という。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。

## 11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

既発行 + 交付普通株式数×1株当たりの払込金額

時価

行使価額 行使価額

既発行普通株式数+交付普通株式数

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
  - ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価 額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合 を含む。) 又は本項第(4) 号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請 求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合 (無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予 約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価 額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用 して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無 償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための 基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行 使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株 予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行 使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは 新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行 使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するも のとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
  - ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された ものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額でもって当社普 通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
  - ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

(調整前行使価額-調整後行使価額)×

調整前行使価額により当該期間内に 交付された株式数

株式数

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要と

する事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、 調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
  - ① 1円未満の端数を切り上げる。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤ の場合は基準日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会 社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第 10 項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- 12. 本新株予約権の行使期間

2019年1月16日(当日を含む。)から2022年1月14日(当日を含む。)までとする。

- 13. その他の本新株予約権の行使の条件
  - 本新株予約権の一部行使はできない。
- 14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)の 10 取引日以上前に本新株予約権者に通知する事により、本新株予約権1個当たり 1.94 円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得する事が出来る。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

- 15. 新株予約権証券の発行
  - 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- 16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使請求期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- 18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所

三菱UF」信託銀行株式会社大阪証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行堺駅前支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る第三者割当の買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を1.94円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載のとおりとする。

22. 市場混乱事由

当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。

- (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合
- (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)
- (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらないものとする。)
- 23. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

24. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

- 25. その他
  - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
  - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
  - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。